

8 文科教第 2 1 3 号

中央教育審議会

通信教育の廃止及び条件の変更について、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）
第 5 5 条第 2 項において準用する第 5 1 条第 3 項の規定に基づき諮問します。

令和 8 年 4 月 2 8 日

文部科学大臣 松本 洋平